

第4回 鳴門市・北島町浄水場共同化協議会 議事要旨

1 会長あいさつ

- ・ 事務局から開会挨拶の後、第4回 鳴門市・北島町浄水場共同化協議会（以下、「協議会」という。）の開催にあたって、協議会会長の鳴門市公営企業管理者 山内企業局長が挨拶を行った。

2 議事

(1) 鳴門市・北島町共同浄水場整備事業について

- ・ これまでの協議会において審議してきた結果、決定した事項について説明した。建設場所は現在の鳴門市浄水場の既存用地を想定したもので、供用開始時期 2028 年度、施設能力 $51,000 \text{ m}^3/\text{日} + \alpha$ 、浄水処理フローは凝集沈殿+急速ろ過方式であることの再確認を行った。
- ・ これまで既存用地を活用した場合を想定して、施設配置計画を進めてきたが、平成 31 年 1 月に鳴門市浄水場東側の用地を取得できたことにより、「新規用地と既存用地を合わせて活用した」配置計画に変更することとした。
- ・ 全面供用開始時期は 2 年短縮の 2026 年度（H38）となり、水需要予測から共同浄水場の施設能力は $53,000 \text{ m}^3/\text{日}$ （鳴門市 $39,700 \text{ m}^3/\text{日}$ 、北島町 $13,300 \text{ m}^3/\text{日}$ ）とする。
- ・ 発注においては施設能力 $53,000 \text{ m}^3/\text{日} + \alpha$ で検討し、発注後はその能力の変更はしない。
- ・ 共同浄水場の工事費用は、新規用地と既存用地を合わせて活用した場合で検討した結果、約 115 億円とする。単独で更新した場合からの工事費用の削減効果は約 17 億円となる。
- ・ 共同で使用する範囲は双方が費用負担、単独で使用する範囲は各事業体が負担する。
- ・ 共同で使用する範囲は、浄水処理施設を考慮しており、主な施設として、凝集沈殿池、急速ろ過池、浄水池が挙げられる。
- ・ 単独で使用する範囲は、浄水池で溜めた水をそれぞれの市町に送る施設を考慮しており、送水ポンプや水道管、北島町へ送る旧吉野川を横断する推進管などが挙げられる。
- ・ 工事費や運転・維持管理等の費用負担割合について説明した。
- ・ 共同施設に対する費用負担割合の考え方である施設能力に応じたの按分について、鳴門市：北島町＝75%：25%を事務局より提案し、協議会で承認された。ただ、この割合が大きく変動する場合は、再度協議する。
- ・ 平成 31 年度の事業計画は、共同浄水場整備事業事前検討業務として、事業変更認可・地質調査等を行う。事業に必要な費用を、平成 31 年度当初予算に計上する。
- ・ 今後の予定は、次回の協議会開催時期等を説明した。

○ 質疑応答

- ・ Q. 施設計画においてどのような対策で耐震性能を有する施設とするのか？
- ・ A. 鳴門市浄水場の敷地部分は、震度6強の地震が想定され、液状化危険度も極めて高い地域に位置付けられている。耐震性については、水道施設耐震工法指針に準拠して、阪神淡路大震災クラス震度7相当を想定した施設とする。液状化対策については、支持層までの杭基礎とし施設を支える。

- ・ Q. 停電対策についてはどのように考えているか？
- ・ A. 自家発電設備を設置し、停電時でも浄水場の機能を維持させることとする。

- ・ Q. 浸水対策についてはどのように考えているか？
- ・ A. 施設出入り口部においては、防水シャッター、止水ドア等の浸水防止対策を施し、開口部、電気設備は浸水高より高い位置に設置する。

- ・ Q. 新規用地と既存用地を合わせて活用した場合の施設配置計画はどうなっているか？
- ・ A. 変更した施設の配置計画は、次回協議会で示す。

- ・ Q. 今回新規用地を取得できたが、以前の既存用地のみ活用した場合で試算した工事費用はいくらであったか？
- ・ A. 約120億円を試算していた。新規用地購入により約5億円の効果が見込まれた。用地購入費用を差し引いても4億円以上の削減効果があった。

- ・ Q. 工事費約115億円の鳴門市と北島町の費用負担内訳と、費用に充てる財源はどう考えているか？
- ・ A. 工事費の内訳は、鳴門市約81億円、北島町約34億円となる。財源に関しては、企業債、出資金（一般会計からの基準内繰入等）、国庫補助金を充てる予定。

- ・ Q. 鳴門市、北島町それぞれの費用効果はどれくらいか？
- ・ A. 鳴門市で約9億円、北島町で約8億円の合計約17億円の効果が期待できる。

- ・ Q. 2年間の工期短縮により、施設能力が2,000 m³/日増加するが事業費の増加はなかったのか？
- ・ A. 事業費に大きく影響を及ぼす範囲ではないと考えている。

- ・ Q. 試算された工事費115億円に含まれていない整備費用はあるか？
- ・ A. 現時点では、設計や施工管理等の業務委託に関する費用が必要になる。

- ・ Q. 変動費を送水量で按分する理由は？
- ・ A. 電力費や薬品費は、送水する水量によって変わる。負担割合を固定すると、仮にどちらか事業体で大規模漏水があった場合、片方が水を多く使用することになる。また、施設能力で負担割合を設定すると、これらの使用水量にコストが反映されない。そのため、水量に応じて変わるものについては、送水量に応じて按分するのが妥当と考えた。

- ・ Q. 事前検討業務の事業変更認可などに施設能力按分を適用していないのはなぜ？
- ・ A. 事業変更認可等は、市町それぞれで申請する必要がある、市町の申請に対する作業量に大きな差は無いので、各事業体が50%ずつ負担することと考えた。

- ・ Q. 運転・維持管理費は、共同浄水場が供用開始した時点から発生すると考えてよいか。また、これらの具体的な内容の取り決めは、供用開始までに決めておく必要があるということか？
- ・ A. 質問のとおり、供用開始した時点から発生する。今回は、基本的な考え方を提示しているが、詳細に関しては、供用開始までに随時協議し整理していく事項であると考える。

- ・ Q. 既に建設されている鳴門市の取水施設を、北島町が使用することについての負担はどう考えているか？
- ・ A. 鳴門市としては、既存施設を使用する事に対して、北島町から何らかの負担をしてもらうことを考えている。内容は今後の協議で決めていく。

- ・ Q. 地質調査（ボーリング調査）はどこで実施するのか？
- ・ A. 今回取得した、新規用地周辺で行う。

- ・ Q. 次回の協議会までに決定する事項は？
- ・ A. 官民連携導入可能性調査の結果による事業方式の方向性を示し、これまでの検討結果をとりまとめた基本計画を決定してもらう。